

大分市建設工事等に係る労災事故等の対応について

本市では、大分市が発注する建設工事及び建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）において発生した労災事故等（別表に挙げる事故をいう。以下同じ。）に関し、大分市建設工事等に係る労災事故等対応マニュアルにて必要な事項を定め、その対応を行っているところであります。この度、当該マニュアルの中から請負業者の対応が直接必要となる部分「2 請負業者の対応」について以下のとおり周知いたしますので、労災事故等が発生した場合は遺漏なきよう対応願います。

◆以下「大分市建設工事等に係る労災事故等対応マニュアル」抜粋

2 請負業者の対応

(1) 負傷者の救護及び二次災害防止等

請負業者（建設工事等の元請負業者をいう。以下同じ。）は、労災事故等が発生した場合は、当該事故等の内容及び状況を勘案し、救急車の手配その他の負傷者の救護措置及び二次災害防止のための応急措置を採ったうえ、必要に応じ、所轄の警察署、労働基準監督署、消防署その他の関係機関等に速やかに通報するものとする。

(2) 事故報告書（様式第1号）の提出

請負業者は、労災事故等が発生した場合は、直ちに監督員に電話等により当該事故等の内容、負傷者の救護措置及び二次災害防止のための応急措置並びに関係機関等への通報状況を報告するものとする。

また、原則として事故発生の翌日までに事故報告書（様式第1号）を発注課に提出するものとする。ただし、当該報告書の提出がやむを得ず遅れる場合には、電話等により遅滞理由を伝え、速やかに提出するものとする。

(3) 労災事故等再発防止対策会議の開催

請負業者は、事故調査のうえ、労災事故等の再発を防止するため、現場代理人、技術者等により、速やかに労災事故等再発防止対策会議を開催し、当該労災事故等の発生原因の究明及び再発防止対策を検討するとともに、再発防止対策を実施するものとする。

また、会議の内容について、労災事故等再発防止対策会議報告書（様式第3号）を作成するものとする。

(4) 事故報告書（様式第2号）の提出

請負業者は、労災事故等再発防止対策会議の開催後、原則として事故発生日から起算して7日以内に事故報告書（様式第2号）を次に掲げる資料を添付のうえ、発注課に提出するものとする。ただし、労災事故等の程度により、警察署若しくは労働基準監督署の見解が示される場合又は医師による診断書が作成される場合で、当該報告書の提出期限までにその内容が確認できない場合は、その旨を発注課に報告のうえ、当該見解が示された時点又は当該診断書が作成された時点で随時追記及び資料の添付を行うものとする。

- (ア) 事故発生場所の位置図
- (イ) 事故発生場所の写真
- (ウ) 事故の状況図
- (エ) 労災事故等再発防止対策会議報告書（様式第3号）
- (オ) 診断書の写し（医師による診断が行われた場合に限る。）
- (カ) 施工体系図、下請報告書及び注文請書の写し（事故に関し、下請負業者が事故に関係している場合に限る。）
- (キ) その他必要なもの（傷病の治癒の時点が確認できる書類等）

(5) 労働者死傷病報告の提出及び発注課への報告

請負業者は、労災事故が発生した場合は、労働者死傷病報告（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条に規定する報告書をいう。）を所轄の労働基準監督署に提出するとともに、被災労働者が労働災害の療養補償給付、休業補償給付等の請求を行ったとき又は当該給付等の支給決定を確認したときは、その都度、その旨を発注課に報告するものとする。

別 表

事故報告書を提出する必要がある労災事故等

区 分	内 容
1 労災事故	<p>工事作業場及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事を施工するに当たっての作業（資機材、工事製品等の輸送作業を含む。以下「工事関連作業」という。）が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故をいう。この場合における負傷とは、その程度を問わずすべての負傷をいう（以下同じ）。</p> <p>（注）</p> <p>(1) 工事作業場とは、工事を施工するに当たって、作業、材料の集積又は機械類の設置などの目的で、固定柵又は可動柵により周囲から明確に区分した区域をいう。</p> <p>(2) 隣接区域とは、工事の施工上、工事作業場に隣接してやむを得ず設ける区域をいう。</p>
2 もらい事故	<p>工事区域において、工事関係者以外の第三者の行為が起因して、工事関係者が死亡又は負傷した事故をいう。</p>
3 死傷公衆事故	<p>工事区域における工事関連作業が起因して当該工事の関係者以外の第三者が死傷した事故をいう。</p>
4 物損公衆事故	<p>工事区域における工事関連作業が起因して、第三者の資産に損害を与えた事故をいう。</p>
5 その他重大事故	<p>上記に該当しないが、上下水道、電気、ガス、電気通信、交通等の遮断又は危険物の流出、漏洩等を伴うこと等により市民生活等に支障を来たすなど社会的な問題となると思料される事故等で、報告することが適当と考えられる重大事故をいう。</p>

《 労災事故等対応フロー図 》

